第1章 計画の見直しにあたって

1 見直しの趣旨

本市では、平成30年2月に、「山形市教育振興基本計画」を策定し、山形市教育大綱と共有する基本理念と6つの基本方針に基づき、教育を推進してきました。

この間、少子高齢化の進行、核家族化等による地域社会の変化に加え、社会においては グローバル化や情報通信技術のめざましい進歩などにより、教育の質の向上も一層重要と なっています。そのような中、国においては、新学習指導要領が令和2年度から小学校よ り順に実施され、県においては、第6次山形県教育振興計画の見直しが行われるなど、将 来の社会の変化を見据えた教育の方向性が示されました。

今回の見直しにおいては、今般問題になっている感染症に対応した施策への転換により、 いかなる状況においても学びを止めない体制づくりを図ります。

個別施策においては、ICT 教育環境の整備が未来を生きる山形の子どもたちに不可欠な 力の育成につながるものとして強く推進します。

また、学校運営協議会等を通じた地域・家庭・学校の連携が、子どもたちを育む教育力 向上の要であると考え、連携・協働をより一層進めていきます。

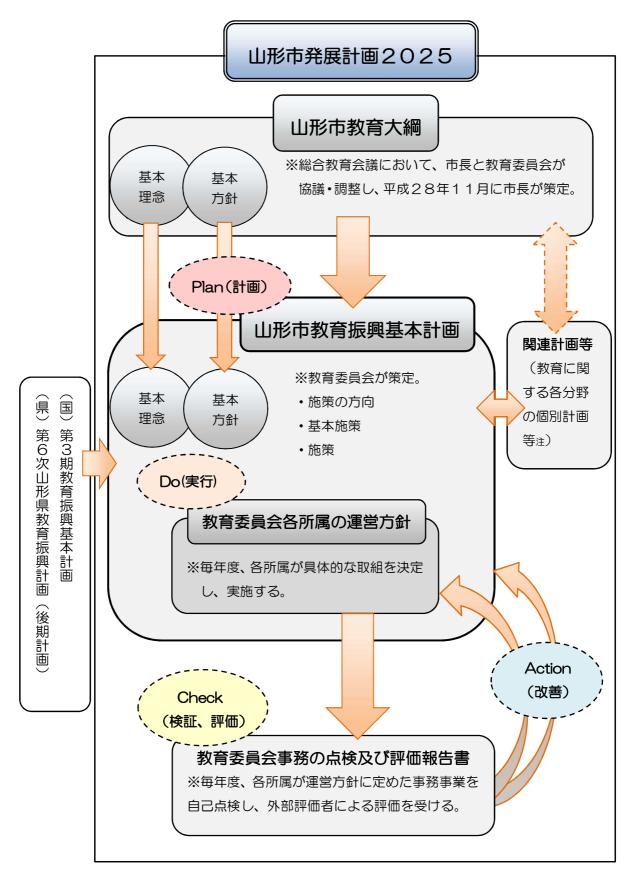
あわせて、令和3年度の本市機構改革により、「スポーツ (学校保健を除く)」及び「文 化財の保護」が所管外となったため、教育委員会事務の整理を行います。

2 計画の位置付け

- (1) 教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。国の「第3期教育振興基本計画」及び「第6次山形県教育振興計画」を参酌しています。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「山形市発展計画2025」を踏まえた計画です。
- (3) 計画期間は、国と県の計画を踏まえ、今後、5年間(令和4年度から令和8年度まで)とします。
- (4) 具体的な施策・取組については、毎年度、各所属で作成する運営方針により示します。 本計画に示されていない具体的な施策・取組については、各課等における個別の実施計画 等に委ねます。
- (5) 当計画の基本理念・基本方針は、SDGs の理念と共通するものであり、SDGs との関連を明確に示しながら当計画を推進し、SDGs の実現に貢献していきます。

3 計画の進行管理

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を、毎年度実施し、評価結果を公表します。
- (2) 評価結果を PDCA (計画・実行・検証評価・改善) サイクルに基づき、次年度の各所属の運営方針に反映します。



注 山形市文化創造都市推進基本計画、山形市スポーツ推進計画、山形市子ども・子育て支援事業計画 等